



住民票の写し等の  
第三者交付に係る本人通知制度

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」とは、事前に登録した人に係る住民票の写し等を代理人や第三者による請求に基づいて交付したときに、本人にその事実を郵送でお知らせするものです。

住民票の写し等の交付事実をお知らせすることにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報の不正使用防止や事実関係の早期究明が可能になります。

◎対象

山陽小野田市に住民登録をしている人または本籍がある人

◎登録方法

登録者の本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カードなど）、代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参して登録してください。

◎通知の対象となる書類

- 住民票の写し（除票、改製原を含む）
- 住民票記載事項証明書

- 戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む）

- 戸籍記載事項証明書

- 戸籍附票の写し（除籍、改製原を含む）

◎交付事実証明書

交付した事実の証明が必要な場合は、郵送された交付事実通知書と本人確認書類を添えて申請してください。なお、交付事実証明書で証明する内容は、交付日、交付種別、交付枚数で、代理人請求により交付した場合は代理人の住所・氏名も追記されず。発行手数料は200円です。

☎ 市民課 (☎ 82-1140) 山陽総合事務所市民窓口課 (☎ 71-1513)



広聴活動くあなたの声を生かしますく

市民のみなさんからいただいた声（意見・提案等）は、業務改善のヒントとなる貴重な情報です。いただいた声に対しては、迅速に対応し、可能な限り市政に反映できるよう努めます。文書またはメールで受付・回答したものは、市ホームページに個人を特定できないようにした上で原則公表します。個人・団体等を誹謗・中傷するもの、公序良俗に反するもの、公表してほしくない旨の申出があったもの、市情報公開条例による非公開情報に当てはまるもの等は公表を差し控えます。

■声を届ける方法

- 提言箱 市内22か所に設置している「提言箱」に投函

〔設置場所〕 市役所、山陽総合事務所、公園通出張所、公民館（本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆・厚陽・出合・埴生）、津布田会館、中央図書館、厚狭図書館、市民館、市民体育館、不二輸送機ホール（文化会館）、青年の家、市民病院、労働会館、石丸総合館

- 手紙 〒756-8601 山陽小野田市役所「生活安全課」宛に送付

- ホームページ <https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

市ホームページのトップページにある「わたしの提案（ご意見・ご要望）」から送信

- メール [mail@city.sanyo-onoda.lg.jp](mailto:mail@city.sanyo-onoda.lg.jp) ●電話 生活安全課

※文書の書式は問いません。回答を希望する人は、住所、氏名等を明記してください。



☎ 生活安全課 (☎ 82-1133)